道路清掃美化ボランティアに参加しませんか

「彩の国」さいたま
埼 玉 県

彩の国 ロードサポート制度 活動の手引

みんなの道路をみんなできれいに

埼玉県県土整備部道路環境課

彩の国ロードサポート制度活動の手引

目次

1 彩の国ロードサポート制度とは …… 1

2 団体申請から活動までの流れ …… 2

3 彩の国ロードサポート活動の前に …… 3

4 彩の国ロードサポート制度実施要綱

(1) 実施要綱 …… 4

(2) 各種様式 …… 7

5 Q＆A（よくある質問）

(1) 活動団体への申込みの条件は？ …… 17

(2) さいたま市在住だけど申込みできるの？ …… 17

(3) 学生グループ（学校もしくは子供会等）は参加できるの？ …… 17

(4) どのように活動を行えばいいの？ …… 18

(5) ボランティア保険の内容は？ …… 18

(6) 活動中に怪我をした場合はどうするの？ …… 18

(7) 帽子やベスト、清掃用具の貸与を受けたい場合はどうするの？ …… 19

(8) ゴミの処分やゴミ袋がない場合はどうするの？ …… 19

(9) 確認書は毎年更新するの？ …… 19

(10) 団体の代表者や連絡担当者、人数などが変更した場合はどうするの？
また団体として活動を辞めたい場合はどうするの？ …… 19

6 各県土整備事務所連絡先 …… 20

彩の国ロードサポート
Sainokuni Road Support

彩の国ロードサポート制度とは

活動団体、県、市町村、活動支援者がパートナーになり、快適で美しい道路環境づくりを進める取組みです。

確認書を取り交わし、活動団体が清掃や美化活動を行い、県、市町村、活動支援者が活動に必要な支援を行います。

活動イメージ

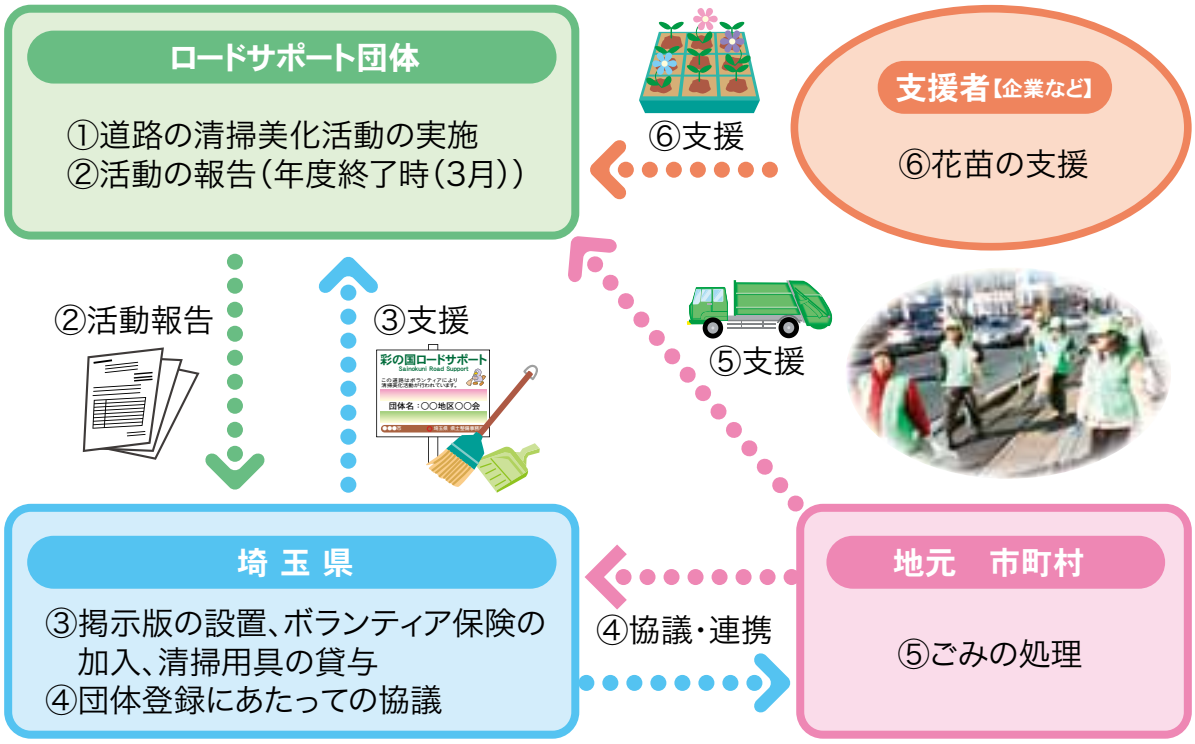

参 加 要 件

清 掃 活 動	美 化 活 動	支　援　者
道路の一定区間（県管理道路の100ｍ以上を含み、その他の道路については県管理道路の半分以下）の清掃を年４回以上行える５人以上の団体	植樹帯（10㎡以上）などにおいて花植えと水やりなどの管理を行える５人以上の団体	美化活動団体に対して年４万円以上の花苗の支援を行える企業など

2 団体申請から活動までの流れ

❶新規認定
□申請（団体→事務所）
□認定（事務所→団体）

❷活　　動

❸変更・解除
□報告（団体→事務所）

❹活動終了
□報告（団体→事務所）

新規申込の際は、あらかじめ管内の県土整備事務所と活動場所や活動内容についてご相談ください。（連絡先はP20参照）

お気軽に
ご相談ください♪

❶新規認定時必要書類

□団体認定申込書
□団体員名簿
□活動箇所案内図
□活動計画書（※）
□認定書

※団体名、路線名、活動箇所、活動回数や活動内容（ゴミ拾い→花植え）以外の変更は毎年の提出は不要

❸変更・解除時（随時）

報告が必要な主な事項

□代表者の変更
□団体構成員の変更
□活動計画の大きな変更
□登録の解除

❹年度（4月～3月）活動終了時

□実績報告
※提出期日：4月10日まで

実績報告の提出が遅れると翌年度の活動中の保険の対象とならない場合があります。必ず指定日以前に提出願います！

3 彩の国ロードサポート活動の前に

❶ 清掃活動と美化活動

活動内容には、清掃活動と美化活動があります。

①　清掃作業とは、歩道の空き缶、空きビン、紙くずなどの除去です。

②　美化活動とは、植樹帯の除草、花の植栽、水やりなどです。

※作業の場所、方法等については、事前に県土整備事務所とご相談ください。

※エンジン・モーター等を動力とする機械の使用、高所での作業など、危険を伴う作業は控えてください。また、これらの作業が必要と考えられる場合は、事前に県土整備事務所にご連絡ください。

❷ 回収したごみの処理

活動によって発生したごみの処理は次のとおり対応してください。

①　収集場所、分別方法など、各市町村の指示に従ってください。（認定時の確認書第6条参照）

②　放置自転車、家電ごみ等の粗大ごみや危険物は、県土整備事務所が処理しますので、収集せずに県土整備事務所にご連絡ください。

❸ 活動時の安全対策

道路上の作業は危険を伴います。以下の内容を順守し安全には万全を期してください。

①　「安全第一」ですので、歩道内での活動としてください。

②　歩道内においても、自転車などとの接触の危険性があります。安全監視員をおいて、事故防止に努めましょう。

③　子供が作業を行うときには、大人が責任者として参加し、事故がないよう指導しましょう。

④　道路（公道）上の活動ですので、歩行者、自転車、自動車等の通行に支障を生じさせないよう十分に注意してください。

⑤　日没時や悪天候（雨天、降雪、濃霧など）時の活動は避けましょう。

⑥　危険物を発見した時は、それに触れないで県土整備事務所に連絡してください。

⑦　その他、自己の責任において安全には十分配慮しましょう。作業開始前の安全確認のミーティングを励行しましょう。

⑧　他の団体等が清掃活動等を行っている場合も、協力して活動しましょう。

❹ その他

活動中の事故に対応するため、県では傷害保険、賠償責任保険に加入しています。

事故が発生したときは、まず、電話で県土整備事務所に通報してください。

彩の国ロードサポート制度実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、埼玉県が管理する道路（以下「県管理道路」という。）等において、ボランティアで清掃美化活動を行う住民団体等を道路のサポート団体（以下「認定団体」という。）として募集し、住民と行政が協力して、快適で美しい道路環境づくりを推進するとともに、道路愛護意識の向上を目的とする。

（認定団体の資格）

第２条　認定団体は、道路愛護活動に意欲的な５名以上の団体で、かつ、次のいずれかの清掃美化活動を実施できる団体とする。

（１）道路の一定区間（県管理道路の概ね１００m以上を含み、その他の道路については、県管理道路の概ね半分以下）について行う年４回以上の清掃活動。

（２）歩道に設置された植樹帯等（合計で１０㎡以上とする）について行う植栽等の美化活動。

２　認定団体になることができる団体は、県管理道路において清掃美化活動のボランティア活動を行い、又は行おうとする町内会、商工会、有志等の地域住民団体、学校及び企業（従業員の団体を含む。）とする。

（認定手続き）

第３条　彩の国ロードサポート制度（以下「制度」という。）に参加しようとする団体（以下「団体」という。）は、次に定める書類を県土整備事務所（以下「県」という。）に提出する。

（１）彩の国ロードサポート団体認定申込書（別紙様式１）

（２）団体員名簿（参考様式１－１）

（３）活動箇所案内図（参考様式１－２）

（４）活動計画書（別紙様式４）

２　県は、必要に応じ市町村長に意見を聞き、審査の上、団体を認定する。

３　県は、団体を認定したときは、認定団体及び市町村長と速やかに三者で、活動に関する確認書（別紙様式２）を締結する。

４　県は、確認書が締結されたときは、団体に認定書（別紙様式３）を交付する。

（認定団体の活動内容）

第４条　認定団体の活動内容は次のとおりとする。

（１）活動区間内の歩道、植樹帯等において、認定団体の活動計画に基づき、清掃、除草、花の植栽等の作業を行う。

　なお、認定団体は、新たに花壇等の植栽などを行おうとするときは、事前に県と協議するものとする。

（２）回収したごみは、市町村の分別方法と指示に従って、適正に処理する。

（３）認定団体は、清掃美化活動の際に、道路において目的外のチラシの配布、イベント開催等他の目的を持つ活動を行ってはいけない。

（活動報告）
第５条　認定団体の代表者は、毎年４月１０日までに前年の４月１日から当年の３月３１日まで（新たに認定を受けた団体は最初の活動日から当年の３月３１日まで）の活動報告書（別紙様式５－１）を県に提出する。
２　認定団体の代表者は、第３条により提出した活動計画書に変更が生じた場合は、速やかに変更後の活動計画書（別紙様式４）を県に提出する。

（事故報告）
第６条　認定団体の代表者は、活動中に事故が発生した場合は、速やかに県に連絡し、事故報告書（別紙様式６）を提出する。県は事故報告書を速やかに県道路環境課に進達する。

（県の役割）
第７条　県の役割は次のとおりとする。
（１）この制度の実施主体とする。
（２）活動区間に認定団体名を記した表示板を設置する。
（３）活動に関するボランティア保険に加入する。
（４）その他活動についての必要な支援を行う。

（市町村の協力）
第８条　市町村はこの制度の円滑な実施のため、次のとおり協力する。
（１）認定団体が回収したごみの処理について協力する。
（２）認定団体と県との連絡について協力する。
（３）ごみ袋の提供等活動について市町村長が必要と認めた協力を行う。

（確認書の継続期間及び変更等）
第９条　確認書は、認定団体の代表者から、確認書の変更又は解除の申し出がない場合は継続するものとする。
２　認定団体の代表者が確認書変更・解除届（別紙様式７）により、県に確認書の変更又は解除を申し出たときは、県は市町村長に意見を聞き、確認書を変更又は解除することができる。
３　県は、認定団体が確認書の各条に規定する義務を履行できないとき、又は認定団体としてふさわしくないと認められるときは、確認書を解除するものとする。

（その他）
第１０条　この要綱に定めのない事項については、その都度、認定団体、市町村長及び県が協議して決定する。

附　則
この要綱は、平成１３年１２月１７日から施行する。

附　則
この要綱は、平成１５年４月１日から施行する。

附　則
この要綱は、平成１６年５月２１日から施行する。

附　則
この要綱は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則
この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則
この要綱は、平成２１年３月１日から施行する。

様式　1

彩の国ロードサポート団体認定申込書

平成　　年　　月　　日

（あて先）
埼玉県　　県土整備事務所長

団　　体　　名
団 体 所 在 地
（又は代表者住所）
代　表　者　名

彩の国ロードサポート制度実施要綱第３条の規定により、次のとおり申し込みます。

活動箇所（代表箇所） 【県管理道路】	路線名　国道・県道　　線 地先から 地先まで　約　　m
活動箇所 【その他の道路】 ＊不明な場合は記入不要案内図に示して下さい。	路線名　国道・市町村道　　線 地先から 地先まで　約　　m
活動内容（予定） 該当する活動を〇で囲み、（　）内の具体的な作業内容を〇で囲んで下さい。	・　清掃活動 空き缶・ゴミ拾い　除草 その他（　　） ・　美化活動 花植え、種まき　水やり　除草　補植　施肥　消毒 その他（　　）
年間活動回数（予定）	回
団　体　員　数	人
表示板設置要望の有無	有　・　無

注）団体員名簿、活動箇所案内図を必ず添付してください。

団体員名簿

（参考様式　１－１）

Ｎｏ，　　／

団　体　名		代表者名	
連絡担当者氏名	〒 住所 氏名　　電話番号		

番号	氏　　名	番号	氏　　名

※団体で作成した名簿を添付していただいても結構です。（氏名以外の個人情報は隠してください）

活動箇所案内図

（参考様式　１－２）

Ｎｏ，　　／	

団　体　名	
代表者氏名	

※　住宅地図等を添付していただいても結構です。

（図面の作成に当たっては、県土整備事務所と事前に御相談ください）

様式　2

彩の国ロードサポート制度に関する確認書

（認定団体名）（以下「団体」という。）、○○市（町・村）長（以下「○○市（町・村）」という。）及び道路管理者埼玉県○○県土整備事務所長（以下「県土整備事務所」という。）は、彩の国ロードサポート制度に関し、次のとおり確認する。

（活動区間）

第１条　この確認書に基づく活動区間は次のとおりとする。

県管理道路	県道	線（一般国道　　号）
区　間	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿	から
	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿	まで（約　　m）
その他の道路		線
区　間	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿	から
	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿	まで（約　　m）

（活動内容等）

第２条　団体は、活動区間の歩道及び植樹帯等（車道部分を除く）について、４月１日から翌年の３月３１日までの期間に、次の活動をボランティアで行うものとする。

・年４回以上の清掃活動（申込書に書かれた具体的な作業内容を記載）

・美化活動（申込書に書かれた具体的な作業内容を記載）

２　団体は、回収したごみについて、○○市（町・村）の分別方法と指示に従って適正に処理する。

３　団体は、新たに花壇の設置や刈り込み等を行う場合は、県土整備事務所と協議するものとする。

４　団体は、自己の責任において作業を行い、けが等をしないように安全に十分注意するものとする。

５　団体は、活動場所へは極力徒歩で行くこととし、活動中は道路交通に支障が生じないように努める。

６　団体は、前年４月１日から３月３１日までに行った活動報告書を４月１０日までに県土整備事務所へ提出するものとする。

７　団体は、道路管理上その他やむを得ない事情により、団体が作った花壇等を除去する必要が生じた場合は、県土整備事務所の指示に従うものとする。

（活動中の事故）

第３条　活動中の事故等に対して、○○市（町村）と県土整備事務所はその責任を負わない。ただし、県土整備事務所が加入しているボランティア保険の対象となる事故については、当該保険の範囲内で補償を行う。

２　団体の代表者は、事故が発生した場合は、速やかに県土整備事務所に連絡するとともに、事故報告書を県土整備事務所に提出する。

（県土整備事務所の協力）
第４条　県土整備事務所は、団体の希望がある場合、団体の名称等を記載した表示板を活動区間内に設置する。
２　県土整備事務所は、活動に関するボランティア保険に加入する。
３　県土整備事務所は、軍手の支給のほか活動に必要な範囲での協力を行う。

（市町村の協力）
第５条　市町村は、団体と県土整備事務所との連絡について協力する。
２　市町村は、団体が回収したごみを処理する。
３　○○市（町村）は、団体の活動に関し、次の協力を行う。
（ごみ袋の支給などを具体的に記入する　市町村と協議の上記入）

（ごみの処分方法）
第６条　○○市（町村）の分別方法に従い分別した回収ごみは、次により処理する。
（ごみの処理場までの運搬主体について明記する。重要：市町村と協議の上記入 ）
（例）団体は、市（町村）の指定日時、場所にごみを集積し、市町村はこれをごみ処理場に運搬し処理する。

（確認書の期間）
第７条　この確認書は、団体からの変更又は解除の申し出がない場合は、継続するものとする。ただし、団体の活動が、この確認書その他法令に抵触する場合、または、趣旨と異なる活動を行うなど道路のサポート団体としてふさわしくないと認められる場合は、県土整備事務所は○○市（町村）と協議して、団体の認定を取り消し、確認書を解除する。

（その他）
第８条　この確認書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、団体、○○市（町村）及び県土整備事務所が協議して解決するものとする。

平成　　年　　月　　日

（認定団体）　団　体　名
代表者住所
代表者氏名　　印

（市町村長）　○○市（町・村）長　　印

（県）　　埼玉県○○県土整備事務所長　　印

様式　３

彩の国ロードサポート団体認定書

平成　　年　　月　　日
認定番号

様

埼玉県〇〇県土整備事務所長

この度は、道路のサポート団体として清掃美化活動の申し出をいただき感謝申し上げます。
つきましては、貴団体を彩の国ロードサポート制度実施要綱第３条の規定により、下記の道路のサポート団体に認定します。

記

道路名

区　間　　地先から

地先まで
（約　　ｍ）

様式　４

活　動　計　画　書

平成　　年　　月　　日

Ｎｏ，　　／

団　体　名	
代表者氏名	
路　線　名	路線名　国道・県道 （複数ある場合は主な県管理道路）
活 動 箇 所	市（町・村）　　地先

活動日及び内容（予定）

活 動 日	活　動　内　容	参加人数	備　　考
		人	
		人	
		人	
		人	
		人	
（例） 毎月第一日曜日	空き缶、ごみ拾い	２０人	

（注）　活動日は、大まかな予定を記入し、具体的な活動日が決まったときは、県土整備事務所にお電話ください（ゴミ処理やその他の手配が必要なため）。

様式　５

活　動　報　告　書

平成　　年　　月　　日

団　体　名	
代表者氏名	（電話）
路　線　名	
活動箇所	市（町・村）　　地先

活動日及び内容

活 動 日	活　動　内　容	参加人数	備　　考
平成　　年 月　　日		人	
平成　　年 月　　日		人	
平成　　年 月　　日		人	
平成　　年 月　　日		人	

【ご意見・ご要望】

（注）１　報告書は、県土整備事務所長に４月１０日までに提出してください。

２　彩の国ロードサポート制度について、ご意見・ご要望をお聞かせください。

様式　６

事故発生報告書

平成　　年　　月　　日

団　体　名	
代表者氏名	
連絡先（電話）	

負傷者 ・団体メンバー ・それ以外	住所		電話	
	氏名		年齢	
治 療 病 院 名	※ 診察券のコピーを添付してください			
事故発生日時	平成　　年　　月　　日（　　） 午前・午後　　時　　分頃			
事故発生場所	市（町・村）大字　　番地先 （目標物）　　前			
事故の原因、状況など				

（注）１　事故が発生した場合は、まず電話等で県土整備事務所長に連絡してください。

２　事故の状況が分かるような図面を添付し、速やかに県土整備事務所長に提出してください。

様式　7

確認書変更・解除届

平成　　年　　月　　日

（あて先）

埼玉県　　県土整備事務所長

団　　体　　名

団 体 所 在 地

（又は代表者住所）

代　表　者　名

彩の国ロードサポート制度実施要綱第９条の規定により、次のとおり確認書の変更又は解除を申し出ます。

変更・解除の別	内　　容
変更 ・ 解除	

5 Ｑ＆Ａ（よくある質問）

Q1 活動団体への申込みの条件は？

A1 清掃活動団体、美化活動団体としてご活動いただくための条件は次のとおりです。

1　清掃活動団体

(1) 道路の一定区間（県管理道路の 100m 以上を含み、その他の道路については県管理道路の半分以下）

(2) 年４回以上の活動

(3) ５人以上の団体

2　美化活動団体

(1) 歩道にある植樹帯（合計で 10 平方メートル以上）においての花植えと水やりなどの維持管理

(2) ５人以上の団体

Q2 さいたま市在住だけど、申込みできるの？

A2 平成１５年４月１日から、さいたま市は政令指定都市となっています。これに伴い、これまで県が管理してきたさいたま市内の県道などの管理が、全てさいたま市へ移ることになりました。

さいたま市内の県道などで清掃美化活動等を行う場合は、さいたま市の「さいたまロードサポート制度」に直接お問い合せくださいますよう、よろしくお願いします。

Q3 学生グループ（学校もしくは子供会等）は参加できるの？

A3 県では、ロードサポート活動を安全に活動していただくことが第一と考えています。

そこで、学生グループ（学校もしくは子供会等）で申し込みいただく場合、先生・父兄もしくはＰＴＡ等、安全確認などに責任が持てる立場の方の参加が必要です。

活動を行う際も、必ず保護者同伴のもとで行ってください。また、学校全体で申し込みいただくなど、構成員数が多すぎるような場合には、学校備え付けの名簿等をコピーしてご提出いただくのでも構いません。

Q4 どのように活動を行えばいいの？

A4 ロードサポート活動を安全に行うため、本編 P3 の「活動の前に」をご覧ください。

Q5 ボランティア保険の内容は？

A5 県が契約しているボランティア保険の内容は、以下のとおりです。

◆障害保険

種　類	保険金の額	備　考
死亡・後遺障害（１名）	２００万円	限度額
入院（１日）	3，０００円	最高１８０日
通院（１日）	2，０００円	最高 ９０日

◆賠償責任保険

種　類	保険金の額	備　考
人身（１名）	3，０００万円	限度額
人身（１事故）	１億円	限度額
財物（１事故）	3，０００万円	限度額

Q6 活動中に怪我をした場合はどうするの？

A6 まずは速やかに管内県土事務所に御連絡下さい。

その後「事故報告書（(彩の国ロードサポート制度実施要綱様式６)」[P15] を管内の県土整備事務所に提出していただきます。

県が加入している保険の対象となる事故については、保険の範囲内で補償をおこなうことになります。尚、事故そのものの対応処理につきましては必要に応じ、管内警察署や消防署（救急車）に連絡願います。

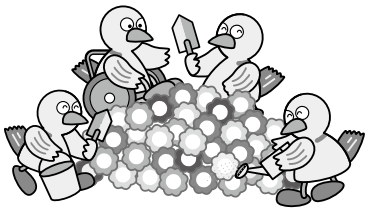

Q7 帽子やベスト、清掃用具の貸与を受けたい場合はどうするの？

A7

● 必要に応じた量を配付していますので事務所に御連絡ください。

活動の際に危険防止の観点から皆様には帽子、ベストの安全具の着用をお願いしております。

支給されていない又は汚れや損傷しているなど新しい安全具が必要な場合にも、事務所に御連絡願います。（原則、配送はできませんので、あらかじめ御了承ください）

Q8 ゴミの処分やゴミ袋がない場合はどうするの？

A8

● 貴団体、県、市町村で締結しました『確認書』により、ゴミの処分方法またはゴミ袋の支給先が明記されています。お困りの場合は事務所又は道路環境課まで御相談ください。

Q9 確認書は毎年更新するの？

A9

● 彩の国ロードサポートでは、継続してご活動いただくことが前提となっています。

したがいまして、確認書の取り交わしを行うのは申し込み時のみです。活動に関する変更があった場合の手続きは【Q10】をご覧ください。

毎年提出していただく書類としては、「活動報告書（彩の国ロードサポート制度実施要綱（様式５））」[P14] があります。

これは、前年の４月１日から当年の３月３１日までの活動について４月１０日※までに報告いただくものです。

※報告書は管内県土整備事務所への提出となります。

Q10 団体の代表者や連絡担当者、人数などが変更した場合はどうするの？また団体として活動を辞めたい場合はどうするの？

A10

● いずれも「確認書変更・解除届（彩の国ロードサポート制度実施要綱（様式７）」[P16] を提出していただきます。

提出先は活動場所を所管する県土整備事務所です。

特に人数の変更の場合にあっては、傷害保険等の適用に関係しますので、変更後の名簿の提出もあわせてお願いします。

6 各県土整備事務所連絡先

●活動に関するお問い合わせ

事務所	住　所	電　話	管内市町村
さいたま県土整備事務所	〒336-0027 さいたま市南区沼影 2-4-7	048-861-2495	川口市、蕨市、戸田市
朝霞県土整備事務所	〒351-0033 朝霞市浜崎 678	048-471-4661	朝霞市、志木市、 和光市、新座市
北本県土整備事務所	〒364-0007 北本市東間 3-143	048-540-8200	鴻巣市、上尾市、桶川市、 北本市、伊奈町
川越県土整備事務所	〒350-1126 川越市旭町 2-13-6	049-243-2020	川越市、所沢市、狭山市、 富士見市、ふじみ野市
飯能県土整備事務所	〒357-0021 飯能市双柳 75	042-973-2281	飯能市、入間市、坂戸市、 鶴ヶ島市、日高市、 毛呂山町、越生町
東松山県土整備事務所	〒355-0024 東松山市六軒町 5-1	0493-22-2333	東松山市、滑川町、嵐山町、 小川町、川島町、吉見町、 鳩山町、ときがわ町、東秩父村
秩父県土整備事務所	〒369-1871 秩父市下影森 1002-1	0494-22-3715	秩父市、横瀬町、皆野町、 長瀞町、小鹿野町
本庄県土整備事務所	〒367-0031 本庄市北堀 818-1	0495-21-3141	本庄市、美里町、 神川町、上里町
熊谷県土整備事務所	〒360-0841 熊谷市新堀 500	048-533-8778	熊谷市、深谷市、寄居町
行田県土整備事務所	〒361-0023 行田市長野 943	048-554-5211	行田市、加須市、羽生市
越谷県土整備事務所	〒343-0813 越谷市越ケ谷 4-2-82	048-964-5221	春日部市、草加市、越谷市、 八潮市、三郷市、 吉川市、松伏町
杉戸県土整備事務所	〒345-0036 杉戸町杉戸 432	0480-34-2381	久喜市、蓮田市、幸手市、 白岡市、宮代町、杉戸町

●制度全般に関わる相談について

埼玉県庁　県土整備部 道路環境課道路環境担当	〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1	ＴＥＬ　048-830-5103 ＦＡＸ　048-830-1942 e-mail a5090-06@pref.saitama.lg.jp

メモ

彩の国 ロードサポート制度の経緯

H13.12.17	埼玉県道路里親制度として制定。
H14．4．1	埼玉県道路里親制度本格始動
H16．4．1	活動団体 100 団体突破！
H17．4．1	名称変更　埼玉県道路里親制度→彩の国ロードサポート制度
H19．4．1	主な改正 ① 美化活動だけでも団体登録を可能とする。 ② フラワーロード事業を廃止し、ロードサポート制度に統合。 ③ 団体の登録条件を緩和。10 人→ 5 人 ④ 支援者制度の開始 活動人数 1 万人突破！
H22．9．1	表示板設置要領の改正 ①看板にコバトン、県章（まがたま）を入れる ②市町村名の前に表示しているマークを市町村マスコットにかえる事ができる。
H23．4．1	活動団体 500 団体、活動人数 2 万人突破！

ロードサポートの効果は たくさんあります♪

活動者の声

「ポイ捨てや不法投棄が少なくなりました」
「手軽だから気軽に参加。地域をつなぐきっかけになりました」
「地域住民の方々とコミュニケーションを図りながら、地域に貢献しています」

「朝から気持ちのいい活動をすると充実感に溢れます」
「１人じゃなく地域のみんなで『まちをきれいにしよう』という気持ちになったのがうれしいです」
「我が街への愛着を感じ、誇らしくなりました」

担当　埼玉県道路環境課道路環境担当

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1
tel 048-830-5103　fax 048-830-1942
e-mail a5090-06@pref.saitama.lg.jp

彩の国ロードサポート
Sainokuni Road Support

道路環境課ＨＰ
http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/l06/

彩の国ロードサポート制度ＨＰ　彩の国ロードサポート　検索
http://www.pref.saitama.lg.jp/site/kenminsanka/support-outline.html